

業績

1. 主要勘定の状況

(単位:百万円)

項			B	平成29年9月期	平成30年3月期	平成30年9月期
貯			金	3,902,060	3,901,919	3,990,001
貸	1	出	金	336,873	374,645	407,059
預		け	金	2,823,468	2,698,165	2,932,426
有	価	証	券 等	960,520	1,059,962	921,343

(注) 1. 貯金には譲渡性貯金を含めて表示しています。

2. 有価証券等には金銭の信託・買入金銭債権を含めて表示しています。

2. 損益の状況

(単位:百万円)

項				B	平成29年度(29年9月期)	平成30年度(30年9月期)	《 参 考 》 平成29年度(30年3月期)
経	常		収	益	22,341	23,788	39,977
経	常		費	用	15,337	17,895	32,648
経	常		利	益	7,004	5,892	7,329
当	期	剰	余	金	5,387	4,502	6,224

(注) 平成29年度(29年9月期)及び平成30年度(30年9月期)は、半期ベースの実績です。 また、平成29年度(29年3月期)は、年間ベースの実績です。

3. 単体自己資本比率(国内基準適用)

(単位:百万円)

項目	平成29年9月期	平成30年3月期	平成30年9月期
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	242,779	236,854	240,785
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	397	541	545
自己資本の額 ((イ)ー(ロ)) (ハ)	242,381	236,312	240,240
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,393,957	1,372,817	1,465,069
自己資本比率((ハ)/(二))	17.38%	17.21%	16.39%

(注) 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出 しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

一般に自己資本比率とは、貸出金や有価証券等で運用している「総資産」に対する「自己資本」の割合をいいます。不測の事態における金融機関の拠り所は自己資本であり、自己資本比率は、金融機関の健全性を測る重要な指標です。農業協同組合法等の法令では、自己資本比率が4%未満(国内基準)のJA・信連に対し、経営の改善及び業務の停止等の命令が発令されることが規定されていますが、平成30年9月期の当会の自己資本比率は16.39%と発令基準である4%を大きく上回っています。



4. 不良債権の状況

<金融再生法に基づく開示債権>

(単位:百万円)

	債	権	×		平成29年9月期	平成30年3月期	平成30年9月期	
	破産これ		E 債 ホ 準 ず	産 及 びる 債権	7	7	7	
	危	険	債		9,333	7,807	7,412	
	要管理	里債権	(貸出会	金のみ)	_	-	_	
	小			計	9,340	7,815	7,419	
	正	常	債	権	330,676	369,818	402,537	
	合			計	340,017	377,633	409,956	
保			全	額	9,192	7,766	7,393	
	担	保	•	保 証	3,412	3,399	3,343	
	31			当	5,779	4,366	4,050	

くリスク管理債権>

区 分	平成29年9月期	平成30年3月期	平成30年9月期
破 綻 先 債 権 額	_	_	1
延 滞 債 権 額	8,260	6,838	6,436
3か月以上延滞債権額	_	_	_
貸出条件緩和債権額	_	_	_
合 討	8,260	6,838	6,436

〔用語の説明〕

<金融再生法に基づく開示債権>

○ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する 債権及びこれらに準する債権

〇 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の 回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

〇 要管理債権

3か月以上延滞債権で「破産更生債権及びこれらに準する債権」及び「危険債権」に該当しないもの及び貸出条件緩和債権

〇 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

<リスク管理債権>

〇 破綻先債権

元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金

〇 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の 支払いを猶予した貸出金以外の貸出金

〇 3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3か月以上遅延している貸出金(破綻先債権及び 延滞債権を除く)

〇 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く)



5. 有価証券等の時価情報

く有価証券> (単位:百万円) 取 時 価 差 分 額 平成29年9月期 買 234,176 246,263 12,086 満期保有目的 36,019 611,143 647,163 他 計 845,320 893,427 48,106 平成30年3月期 売 買 219,715 231,331 11,615 満 期 保 有 目 的 29,931 736,943 766,874 他 998,206 41,546 計 956,659 合 平成30年9月期 4,954 4,866 △ 88 売 買 目 202,341 9,987 192,354 満 期 保 有 目 的 594,461 626,396 31,934 の 791,769 833,604 41,834

- (注) 1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 - 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 - 3. 売買目的及びその他の有価証券については時価を、満期保有目的の有価証券については取得価額を貸借対照表価額としています。

また、売買目的の有価証券の評価損益については、当該期の損益に含まれています。

<	金銭	の信託	>										(単位:百万円)
	\boxtimes				分	取	得	価	額	時	価	差	額
平	成2	9年9月	期										
	運	用	E	3	的				1,697		1,713		15
	満	期 伢	有	B	的				_		_		_
	そ		の		他				62,950		63,474		524
	合				計				64,647		65,187		540
平	成3	0年3月	期										
	運	用	E	3	的				1,697		1,697		_
	満	期保	有	B	的				_		_		_
	そ		の		他				70,890		71,673		783
	合				計				72,587		73,371		783
平	成3	0年9月	期										
	運	用	E	3	的				3,397		3,361		Δ 36
	満	期 伢	有	B	的				_		_		_
	そ		の		他				75,560		75,957		397
	合				計				78,957		79,318		360

- (注) 1. 本表記載の金銭の信託の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 - 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 - 3. 運用目的及びその他の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額としています。また、運用目的金銭の信託の評価損益については、当該期の損益に含まれています。